

(仮) 安中市再生可能エネルギー発電事業に関する条例の策定についてに関する
パブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間：平成29年5月1日（月）～平成29年5月31日（水）

○意見等の受付件数：7人 7件

（提出方法の内訳：持参4人、ファクシミリ2人、電子メール1人）

1. 意見等の概要及び市の考え方

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>【条例名】 対象事業を太陽光発電と明確にして頂きたい。</p>	<p>【条例名】 ご指摘のとおり、対象事業を明確にするよう「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例」といたします。</p>
2	<p>【目的】 目的について、災害の防止、生活環境（住宅周辺の景観も含む）への被害防止、自然環境や景観の維持等、とりわけ市民生活の環境保全（安全）を目的とする。（自然豊かな安中市のイメージを損なうことのないよう自然環境や景観の維持も入れる。）</p>	<p>【目的】 目的については、「無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。」とし、市民生活環境の保全と安全安心について記載させていただきます。 景観の保全の具体的な対策については、本条例のみならず、太陽光発電設備以外の施設も含め、今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解下さい。</p>
3	<p>【責務】 土地所有者等について、等という曖昧な表現は避けること。</p>	<p>【責務】 土地の所有者又は管理者と明文化した上で土地所有者等と規定いたしますので、ご理解下さい。</p>
4	<p>【責務】 土地所有者等の責務、土地所有者の内、事業者となる所有者もいるが、条例で言う所有者は貸し付けている所有者の事を指しているように感じる、条例で明確にする必要が有る。土地を貸し付けの所有者の責任はこのままでは果たされない、何故かと言えば事業者の責任に帰するものが殆どで、地</p>	<p>【責務】 事業者責務が第一義と考えますが、土地所有者は自由に貸し付けする権利はあるとはいえ、事業地を貸したことに対する義務もあると考えられることから、この項目を設けておりますので、ご理解下さい。</p>

	<p>権者は契約を結ぶ場合、地代と期間が契約の主要な条件です。ここで言う適正な管理責任は、事業者責任に帰するものが殆どだから。</p>	
5	<p>【適用事業】 対象面積の下限を拡充すること。(多数有り)</p>	<p>【適用事業】 ご指摘のとおり、段階的に対象面積の下限を拡充いたします。 ○抑制区域「特別警戒区域」レッドゾーン (開発行為に関する許可等を受けたもの、又は見込みがあるもの) 面積下限なし ○注視区域「警戒区域」イエローゾーン 1, 000㎡以上 ○その他区域(市内全域) 3, 000㎡以上</p>
6	<p>【適用事業】 住宅に近接して設置される太陽光設備は住宅への日差しを遮り、大気の高温度を高温に変えて、そのことで起きる環境変化についての心配もある。事業説明は家屋に近接して行う事業は面積に関する制約はしないこと。</p>	<p>【適用事業】 本条例のみならず、温度上昇等の環境変化についての対策については今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解下さい。</p>
7	<p>【適用事業】 建築物に対する面積上の制限はないようですが、景観を含む環境に対する影響は面積によって影響を受けるので、条例適用すること。</p>	<p>【適用事業】 本条例のみならず建築物上の景観を含む環境に対する影響に対する対策今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解下さい。</p>
8	<p>【抑制区域】 抑制区域が法律名では、わかりづらい(市案の概要)。条例の中では良いかも知れないが、法律名で書かれても一般市民にはわかりづらい。市の災害対応ガイドブックにあるマップに示された、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(ともにがけ崩れ、地すべり、土石流)とした方がわかりやすいし、安全を考えたときに抑制すべきとこ</p>	<p>【抑制区域】 ご指摘のとおり、土砂災害特別警戒区域を抑制区域といたします。また、土砂災害警戒区域については、注視区域として、細心の注意を払うべき区域として設定いたします。なお、法律名の記載については根拠を明示する必要がありますので、ご理解下さい。</p>

	ろとして必要である。	
9	<p>【抑制区域】 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に入っていないなくても、傾斜が少しきつところは、樹木・竹等の伐採や、抜根、土地の造成等により、危険なところとなる場所もあり、抑制区域に入れるべき。(太田市のように審議会に諮って、抑制区域の変更や解除もできるようにしてはどうか。</p>	<p>【抑制区域】 抑制区域、注視区域については、必要に応じて条例改正により議会の議を経て対応して参りたいと考えておりますので、ご理解下さい。</p>
10	<p>【抑制区域】 抑制区域には、観光名所等の周辺や自然環境が良好なところや地域を象徴する優れた景観が保たれているところなども入れるべき。</p>	<p>【抑制区域】 ご指摘のある観光名所等優れた景観箇所については、具体的な箇所、範囲を含め検討課題とさせていただき、抑制区域、注視区域に指定する場合は、必要に応じて条例改正により議会の議を経て対応して参りたいと考えておりますので、ご理解下さい。</p>
11	<p>【説明会】 説明会を義務化すること。(多数有り)</p>	<p>【説明会】 ご指摘のとおり、適用事業については説明会の開催を義務といたします。</p>
12	<p>【説明会】 工事開始前に、市の職員の立ち会いの元、住民への説明をすること。</p>	<p>【説明会】 太陽光発電設備の設置に関する工事開始前には住民等への説明会を義務付けたいと思いますが、市の職員が立ち会うことは予定しておりませんので、ご理解下さい。</p>
13	<p>【説明会】 責任者・連絡先・耐用年数経過後の計画及びパネルの撤去対策などを説明案件の必須事項に盛り込むこと。</p>	<p>【説明会】 事業者が説明会をする上で責任者、連絡先等のご指摘以外の事項を含め、説明をするよう指導して参りますのでご理解下さい。</p>
14	<p>【標識の掲示】 標識の掲示には、事業者名はもとより緊急の連絡を取り責任と取るということを明記させること。</p>	<p>【標識の掲示】 ご指摘のとおり、緊急連絡先を標識の内容に盛り込みます。</p>
15	<p>【標識の掲示】 届け出や設置工事を始める前に周辺への周</p>	<p>【標識の掲示】 本条例対象の事業については、設置工事開</p>

	<p>知（表示も含む）については、家屋の屋根等を除き全ての事業者の義務とすべき。また、稼働後も掲示を義務づけること。</p>	<p>始から稼働終了後まで標識の設置を義務づけます。</p> <p>また、届け出前については、設置者による周辺の住民及び近隣関係者等への説明会を義務づけし、事業の周知をするようにいたします。</p>
1 6	<p>【標識の掲示】 耐用年数経過後の計画及びパネルの撤去対策なども表示義務とすること。</p>	<p>【標識の掲示】 標識への表示については考えておりませんが、太陽光発電設備の除却にかかる計画書を添付書類で求めますので、ご理解下さい。</p>
1 7	<p>【報告及び立入調査】 立ち入り調査については利害関係人の参加を認めること。</p>	<p>【報告及び立入調査】 利害関係人の立ち入りについては、事業者の責務として「設置区域の周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。」としており、良好な関係には利害関係者への対応も含まれております。</p> <p>また、この項目は行政執行機関として身分証を作成し、立ち入る趣旨となっておりますので、ご理解下さい。</p>
1 8	<p>【指導、助言又は勧告】 住民の理解がない時は理由次第で工事を中止させること。</p>	<p>【指導、助言又は勧告】 正当な理由なく住民の理解が得られない場合は、理解が得られるよう適切に指導、勧告し、正当な理由無く勧告に従わず又は同意前に施工した場合は、設置者に意見を聞いた上で、氏名及び事実の公表をいたしますので、ご理解下さい。</p>
1 9	<p>【公表】 罰則を条例で定めること。（多数あり）</p>	<p>【公表】 罰則規定については、その罰則が適法かつ妥当であるかを検察庁と協議をしなければなりません、協議結果として認められない場合もありますので今後の課題とさせていただきます。</p> <p>また、公表については、虚偽の届け出、同意前の設置の開始、勧告に従わない場合等、設置者の意見を聞き、氏名や事実内容を公表いたしますが、公表されることにより、</p>

		設置者の社会的な評価が下がることにつながりますので、一定の効果があると考えておりますので、ご理解下さい。
2 0	<p>【その他手続き】</p> <p>工事後も事業者により定期的なメンテナンス管理、また周りの安全対策の定期管理の義務づけをすること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>工事後も設置者により定期的な設備のメンテナンス、及び設置区域周辺への安全対策の指導を行います。</p>
2 1	<p>【その他手続き】</p> <p>本工事着手前に排水設備、土砂流出防止対策をとるようにすること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>本工事着手中の雨水排水等による土砂流出対策防止対策計画書を添付書類で求めます。</p>
2 2	<p>【その他手続き】</p> <p>工事の為の仮設道も期限を設けて、使用期限を明示させること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>工事中の仮設道がある場合には、使用期限を届出の書類に明示するよう個別に指導いたします。</p>
2 3	<p>【その他手続き】</p> <p>近隣住民、隣接地所有者等の同意を受けること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>近隣住民、隣接所有者等の同意につきましては、財産権の侵害に抵触する可能性もあることから、説明会の実施を義務づけすることにより周辺の住民及び近隣関係者の理解を得るよう指導して参りますので、ご理解下さい。</p>
2 4	<p>【その他手続き】</p> <p>一般住宅から100m以内の近隣住民の同意を義務づけること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>近隣住民、隣接所有者等の同意につきましては、財産権の侵害に抵触する可能性もあることから、説明会の実施を義務づけすることにより周辺の住民及び近隣関係者の理</p>

		解を得るよう指導して参りますので、ご理解下さい。
25	<p>【その他手続き】</p> <p>傾斜地でのパネルの下（隣接地）に道路や住宅がある場合は、その間に緩衝帯を作るように規定を入れること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>土地に対する住宅の配置によってばらつきがあると考えられますので、一定の規定を設けることについては検討課題となりますが、助言、指導の中で対応できるものについては、必要に応じて個別に行いますのでご理解下さい。</p>
26	<p>【その他手続き】</p> <p>太陽光パネル耐用年数が切れて使えなくなったとき、解体費用等に多額の費用がかかると聞くが、野ざらしにすることがないよう業者はきちんと撤去するのか、最終までの事業計画を業者から徴すること。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>ご指摘のとおり、太陽光発電設備の除却にかかる計画書を添付書類で求めます。</p>
27	<p>【その他手続き】</p> <p>架台部分の基準・規格を設定するべき。</p>	<p>【その他手続き】</p> <p>太陽光パネルは原則建築物にはあたらなことから、安全基準が示されていないのが現状であり、ご指摘の基準・規格を本条例で設けることは難しいと考えますが、今後統一的なルールづくりを国等に働きかけて行きたいと考えておりますので、ご理解下さい。</p>
28	<p>【その他】</p> <p>市職員は、地質、開発工事、過去の危険区域などを把握し、専門的知識を持つ人材を育成して欲しい。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご指摘のとおり、危険区域等の把握及び専門的知識を持つ人材育成に努めて参ります。</p>

2. 意見等に基づき、案を修正したもの

変更前	変更後
<p>【条例名】</p> <p>（仮）安中市再生可能エネルギー発電事業に関する条例</p>	<p>【条例名】</p> <p>安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例（案）</p>
<p>【目的】</p> <p>生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。</p>	<p>【目的】</p> <p>無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安</p>

	全かつ安心な生活を確保することを目的とする。
<p>【事業者の責務】</p> <p>関係法令及びこの条例を遵守し、災害又は生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮し、事業区域の周辺住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。</p>	<p>【事業者の責務】</p> <p>太陽光発電設備を設置する者は、当該太陽光発電設備の設置に当たり、法令又は条例の規定を遵守し、災害又は生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮しなければならない。かつ、設置区域の周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。</p>
<p>【適用を受ける事業】</p> <p>事業区域の面積 3,000 平方メートルを超える事業に適用。</p> <p>(建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業は除く。)</p>	<p>【適用を受ける事業】</p> <p>抑制区域「土砂災害特別警戒区域」レッドゾーン (他法令の許可等を受ける予定のもの) 面積下限なし</p> <p>注視区域「土砂災害警戒区域」イエローゾーン 1,000㎡以上</p> <p>その他区域(市内全域) 3,000㎡以上 (建築物に太陽光パネルを設置する事業は除く。)</p> <p>※「土砂災害警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項で規定する区域</p> <p>※「土砂災害特別警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項で規定する区域</p>
<p>【同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抑制区域(法令等の許認可等の見込みがある場合を除く。)は同意しない。 ・その他事業区域は、安中市地域開発事業指導要綱による事前協議(3,000㎡以上対象)が終了しなければ同意をしない。 	<p>【同意】</p> <p>抑制区域のうち土砂災害特別警戒区域(法令等の許可等の見込みがある場合を除く。)は同意しない。</p>
<p>【指導、助言又は勧告】</p> <p>虚偽の協議、協議終了前の着手、事前の指導・助言に従わない場合に勧告できる。</p>	<p>【指導、助言又は勧告】</p> <p>必要に応じ指導・助言・勧告ができる。</p>
<p>【公表】</p> <p>勧告に従わない場合、事業者の意見を聞き氏名</p>	<p>【公表】</p> <p>虚偽の届出、同意前の着手、勧告に従わない場</p>

や勧告内容等を公表できる。

合等、事業者の意見を聞き氏名や事実内容の公表をする。

【問合せ】

安中市役所建設部都市整備課課計画開発係

電話：027-382-1111（内線1212）

Eメール：toshi@city.annaka.lg.jp